

令和7年6月27日

特定供給の許可について

関東経済産業局長から、東京ガス株式会社（法人番号 6010401020516）による東京都港区外 11 か所における事業所に対する特定供給の許可申請に関する、電気事業法第 66 条の 11 の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成 12・05・29 資第 16 号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、電力の適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第 1（44）①及び②に適合していると認められましたので、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

公 印 省 略
2 0 2 5 0 6 2 4 関 東 第 4 号
令 和 7 年 6 月 2 7 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定供給の許可について（回答）

令和7年6月23日付け20250620関東第56号により、貴職から当委員会に意見を求められた特定供給の許可については、許可することに異存はありません。